

### 不良行為少年の補導状況

		飲酒	喫煙	深夜はいかい	不良交友	暴走行為	家出	その他	合計
学 職 別	小学生		3	6			21	36	66
	中学生	10	168	213	2	2	58	141	594
	高校生	21	181	248	5	8	28	32	523
	その他学生	24	45	5	1	2	2	2	81
	有職少年	34	700	323	6	33	2	36	1,134
	無職少年	11	394	262		28	4	38	737
年 齢 別	10歳以下		1				11	20	32
	11歳			4			6	12	22
	12歳		2	10			12	10	34
	13歳	2	25	45	1		19	45	137
	14歳	6	75	101	1	1	21	60	265
	15歳	17	202	160	2	1	17	47	446
	16歳	19	443	391	6	29	19	31	938
	17歳	14	353	334	1	24	6	28	760
	18歳	20	260	12	1	15	4	27	339
	19歳	22	130		2	3		5	162
合計		100	1,491	1,057	14	73	115	285	3,135

※ その他は、「粗暴行為」、「刃物所持」、「金品不正要求」、「金品持ち出し」、「性的いたづら」、「無断外泊」、「怠学」、「不健全性的行為」、「不健全娯楽」、「火遊び」、「迷惑行為」、「有害図書類等携帯行為」。

## 非行少年を生まない愛媛づくり

少年非行の背景として、

- 少年自身の規範意識の低下とコミュニケーション能力の不足
- 家庭、地域社会の教育機能の低下
- 少年が居場所を見出せずに孤立し、疎外感を抱いている現状等があげられます。

このような情勢から、愛媛県警察では、

- ★ 少年に手を差し伸べる立ち直り支援
- ★ 少年を見守る社会気運の醸成

を重点に、関係機関・団体や地域のボランティアの方々の協力を得ながら「非行少年を生まない愛媛づくり」に取り組んでいます。



少年サポートセンター分室「ひめさほ」では、

- 友達や親子関係等で悩んでいる
- 犯罪の被害に遭った
- いじめを受けている
- 子供の非行で困っている

など、少年に関する相談を受け付けています。

場所 松山市築山町12-33 松山市青少年センター2階

電話 089-934-0110(警察本部代表電話番号)

日時 月曜～金曜及び第1・第3土曜(祝日等を除く) 午前9時～午後5時



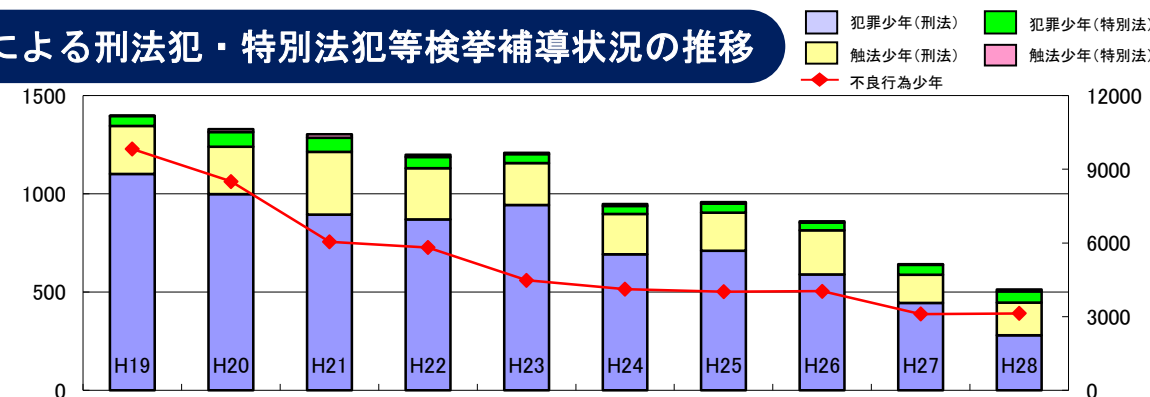
愛媛県警察

## 少年非行の概況(H28年)

### 少年非行の特徴

- 少年による刑法犯は大幅に減少(前年比-24.1%)。統計資料が残る昭和50年以降で最少。
- 少年による刑法犯の44.6%は中学生(小・中・高校生で77.6%)。
- 少年による刑法犯の57.8%は初発型非行。うち55.8%は万引き。
- 少年による特別法犯は大幅に増加(前年比+24.1%)。
- 少年による特別法犯の44.8%は軽犯罪法違反、次いで22.4%は児童ポルノ法違反。

### 少年による刑法犯・特別法犯等検挙補導状況の推移



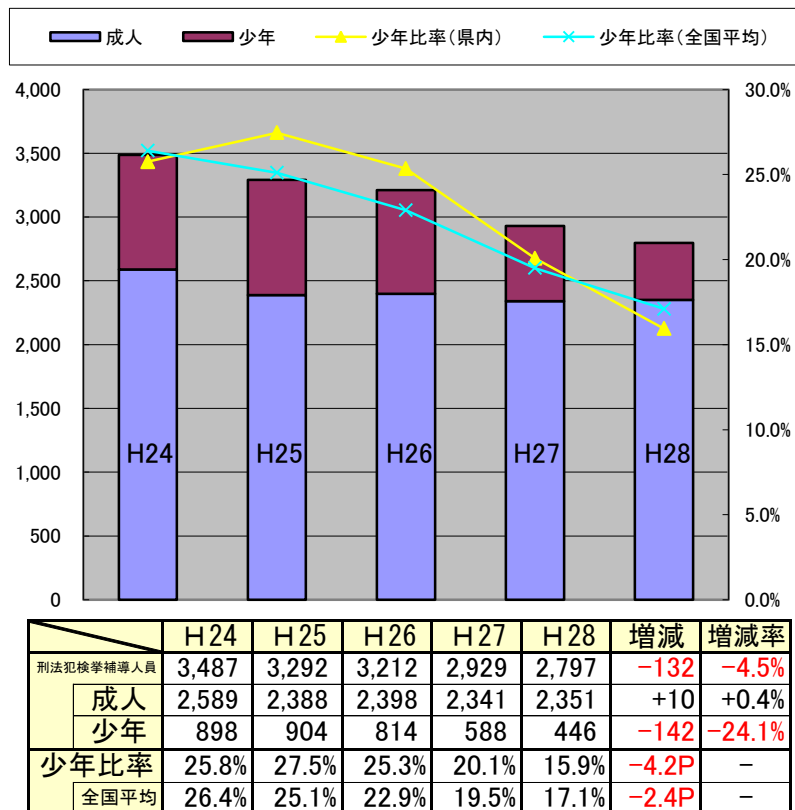
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減	増減率
刑法犯検挙補導人員	1,346	1,239	1,214	1,130	1,156	898	904	814	588	446	-142	-24.1%
犯罪少年	1,102	999	894	870	943	692	711	590	445	281	-164	-36.9%
触法少年	244	240	320	260	213	206	193	224	143	165	+22	+15.4%
特別法犯検挙補導人員	52	90	90	69	53	50	54	40	54	67	+13	+24.1%
犯罪少年	50	76	72	57	47	40	46	33	50	57	+7	+14.0%
触法少年	2	14	18	12	6	10	8	7	4	10	+6	+150.0%
非行少年総数	1,398	1,329	1,304	1,199	1,209	948	958	854	642	513	-129	-20.1%
非行少年に占める触法少年の割合	17.6%	19.1%	25.9%	22.7%	18.1%	22.8%	21.0%	27.0%	22.9%	34.1%	+11.2P	-
全国平均	14.5%	15.8%	16.3%	16.6%	17.0%	17.3%	17.8%	19.0%	19.2%	20.2%	+1.0P	-
非行率	6.74	6.21	6.08	6.18	6.32	4.91	4.94	4.45	3.22	2.64	-0.58	-18.0%
全国平均	6.99	6.26	6.25	6.27	5.71	4.81	4.18	3.65	2.95	2.53	-0.42	-14.2%
不良行為少年	9,822	8,505	6,045	5,819	4,481	4,124	4,012	4,035	3,106	3,135	+29	+0.9%

※ 増減及び増減率は前年との対比。非行率は、少年人口(国勢調査による6～19歳の人口)千人当たりの少年による刑法犯検挙補導人員。

### 非行少年等警察署別検挙補導状況

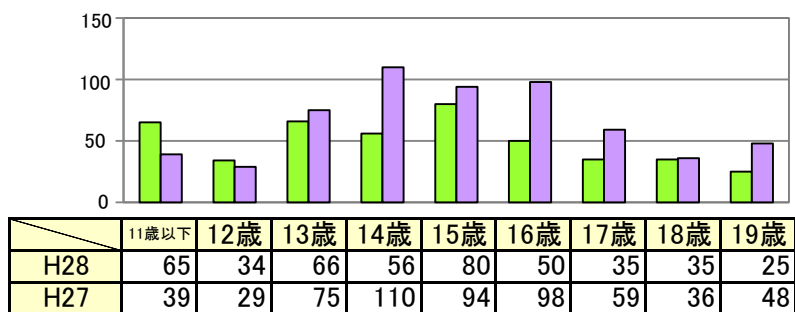
	刑法犯		特別法犯		非行少年の占める署別割合	不良行為少年 ※本部を除く
	犯罪少年	触法少年	犯罪少年	触法少年		
四国中央	12	5	4		4.1%	156
新居浜	25	5	8	1	7.6%	328
西条	10	17	5	2	6.6%	223
西条西	7	2	1		1.9%	50
今治	46	23	16	4	17.3%	159
伯方					0.0%	22
松山東	79	50	9		26.9%	698
松山西	23	6	1		5.8%	439
松山南	21	32	2	2	11.1%	557
久万高原	3				0.6%	6
伊予	16	13	3		6.2%	129
大洲	2	4	3	1	1.9%	83
八幡浜	9		1		1.9%	45
西予	3	1	1		1.0%	28
宇和島	25	7	3		6.8%	153
愛南					0.0%	8

### 刑法犯に占める少年の割合(少年比率)の推移



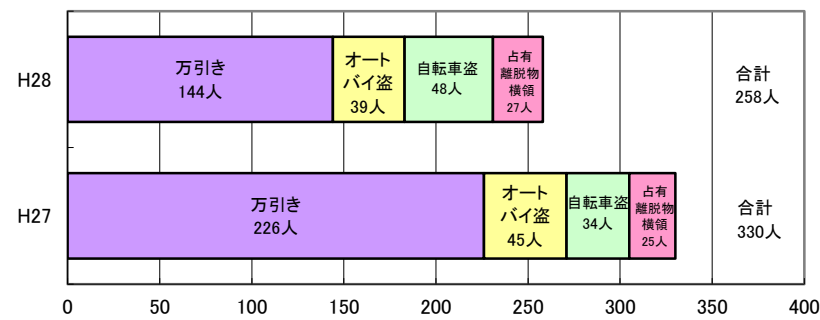
※ 刑法犯検挙補導人員は、触法少年を含む。  
 ※ 少年比率は、刑法犯検挙補導人員に占める少年による刑法犯の割合。  
 ※ 増減及び増減率は前年との対比。

### 少年による刑法犯 年齢別検挙補導状況



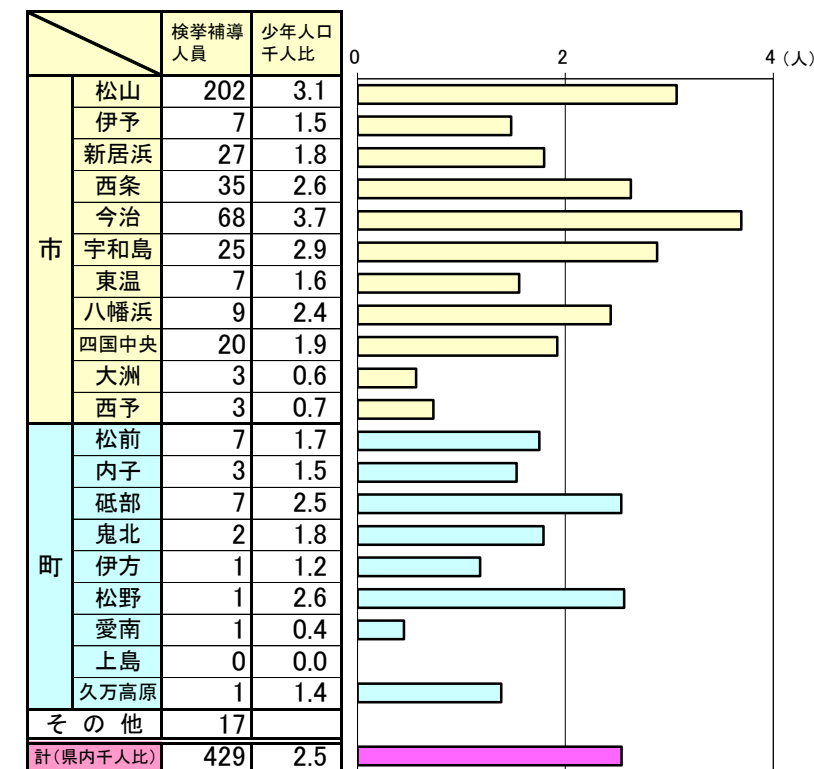
● 非行の中心が14歳から15歳へ移行。  
 ● 13歳～16歳で、全体の56.5%(前年64.1%)。

### 初発型非行 検挙補導状況



● 少年による刑法犯のうち初発型非行は258人で、全体の57.8%(前年56.1%)。うち万引きが144人で55.8%(前年68.5%)を占める。

### 少年による刑法犯 居住地別検挙補導状況

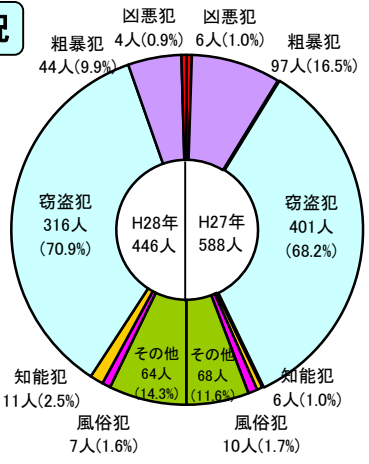


※ 少年人口は平成27年実施の国勢調査による6～19歳の人口を使用。  
 県内千人比は、県内居住少年の検挙補導人員を使用。  
 その他は、愛媛県外の居住少年及び住居不定者を示す。

### 少年による刑法犯 罪種別状況

	H28	H27
凶悪犯	4	6
粗暴犯	44	97
窃盗犯	316	401
知能犯	11	6
風俗犯	7	10
その他	64	68
合計	446	588

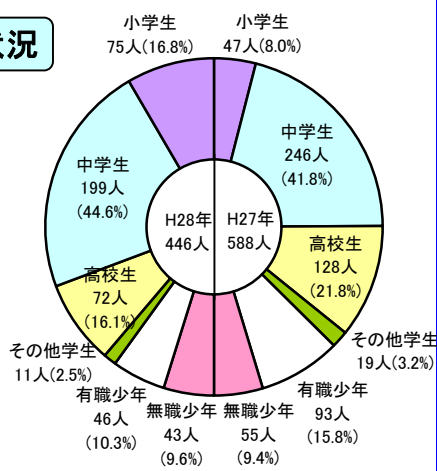
● 窃盗犯が全体の70.9%(前年68.2%)。うち万引きが45.6%(前年56.4%)。



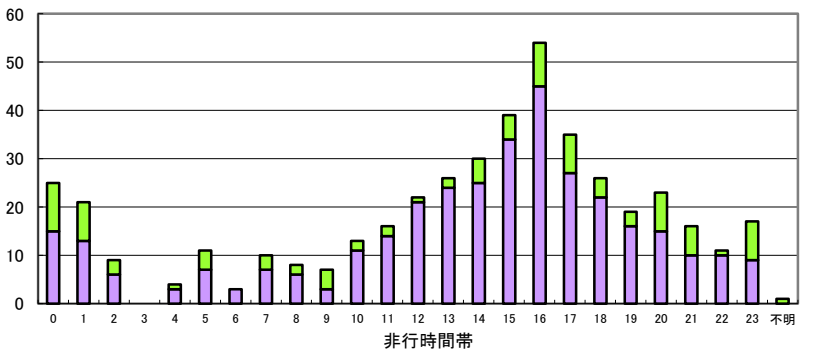
### 少年による刑法犯 学職別状況

	H28	H27
小学生	75 (22)	47 (7)
中学生	199 (30)	246 (37)
高校生	72 (16)	128 (24)
その他学生	11 (1)	19 (0)
有職少年	46 (7)	93 (8)
無職少年	43 (1)	55 (10)
合計	446 (77)	588 (86)

● 小・中学生が全体の61.4%を占める(前年49.8%)。



### 少年による刑法犯 非行時間帯別検挙補導状況



● 小・中・高校生の非行は15時から17時の下校時間帯に集中。

### 刑法犯少年 再犯者の割合の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	増減
初犯者数(刑法犯)	575	621	420	471	340	267	164	-103
再犯者数(刑法犯)	295	322	272	240	250	178	117	-61
再犯者の割合	33.9%	34.1%	39.3%	33.8%	42.4%	40.0%	41.6%	+1.6P
全国平均	31.5%	32.7%	33.9%	34.3%	34.9%	36.4%	37.1%	+0.7P

### 少年による特別法犯 検挙補導状況

	合計	年齢別							学職別				
		13以下	14	15	16	17	18	19	中学生以下	高校生	その他学生	有職	無職
H28	67	10	11	10	3	6	20	7	26	16	4	18	3
毒劇法等	2							1	1			1	1
軽犯罪法	30	10	8	6	1	1	3	1	21	7		1	1
児童ポルノ法	15		3	4	2	3	2	1	5	7	1	2	
保護条例	8							6	2		1	1	6
H27	54	4	5	12	12	9	7	5	10	25	2	13	4
毒劇法等	2							2				1	1
軽犯罪法	22	4	2	8	5	3			7	11		3	1
児童ポルノ法	10		3	1	2	3	1		3	6			1
保護条例	3						2	1			1	2	

※ 毒劇法等は「毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法」違反、児童ポルノ法は「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反、保護条例は「愛媛県青少年保護条例」違反の検挙補導人員を示す。

● 軽犯罪法違反が全体の44.8%(前年40.7%)。次いで児童ポルノ法違反が全体の22.4%(前年18.5%)。  
 ● 小・中・高校生が全体の62.7%(前年64.8%)。

### ★ 本リーフレットで使用している用語の解説

刑法犯	刑法に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「爆発物取締罰則」「暴力行為等処罰ニ関スル法律」等13法令に規定する罪をいう。
特別法犯	刑法犯を除く全ての犯罪(条例を含む)をいう。
犯罪少年	特に断りのない限り、犯行時及び処理時の年齢が14歳以上20歳未満の少年をいう。
触法少年	14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。
刑法犯少年	刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいう。
非行少年	刑法犯、特別法犯を犯した少年(犯罪少年及び触法少年)をいう。
初発型非行	万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領の非行をいう。
不良行為少年	非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙その他自己又は他人の徳性を害する行為をして補導した少年をいう。

※ 本資料中の図表による構成比については、四捨五入の関係で、合計の数値と内訳の数値の計が一致しない場合がある。